

介護老人保健施設だいそう 重要事項説明書

(令和7年5月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用の申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. 施設の概要

(1) 施設の名称等

事業所名	介護老人保健施設 だいそう
開設年月日	平成29年1月4日
所在地	三重県桑名市多度町柚井字境川132番地
電話番号	0594-48-5323
ファックス番号	0594-49-3232
管理者	三輪 雅彦
介護保険指定番号	2450180076

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

【介護老人保健施設 だいそう の運営方針】

入所者の自立支援を基本に個人の尊厳や生き方に対する自信・誇りを尊重し、その人らしさを生かせるサービスの提供をします。

(3) 施設職員体制

	常勤	非常勤
管理者（施設長）	1 名	
医師	1 名	
薬剤師		1 名
看護職員	8 名	2 名
介護職員	7 名	
支援相談員	1 名	
理学療法士・作業療法士	1 名	
管理栄養士	1 名	
介護支援専門員	1 名	
事務職員		1 名

(4) 入所定員等

- ・入所定員数 40名
- ・療養室 4人室10室

3. サービス内容

当施設でのサービスは、原則どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

(1) 施設サービス計画の立案

施設サービス計画書を作成しサービスを提供します。

(2) 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）

朝食 8時00分より

昼食 12時00分より

夕食 18時00分より

口腔ケア（毎食後）

(3) 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入浴は週2回ご利用

用いただきます（但し利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

(4) 医学的管理・看護

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護師が常駐していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

(5) 介護

施設サービス計画に基づいて介護サービスを実施します。

(6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

機能訓練室においてもリハビリテーションを実施しますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

(7) 相談援助サービス

入退所時の支援、入所中の生活相談などに応じます。

(8) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

(9) 行政手続代行

必要に応じて代行いたします。

4. 資質向上のための研修

職員の資質向上のため、随時研修の機会を確保いたしております

5. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では要介護認定による要介護度によって利用料が異なります）

※ 詳細次頁参照

施設サービス費

	費用項目	利用料	1割	2割	3割	算定回数
基本報酬	要介護1	8,616	861	1,723	2,584	1日につき
	要介護2	9,489	948	1,897	2,846	1日につき
	要介護3	10,721	1,072	2,144	3,216	1日につき
	要介護4	11,512	1,151	2,302	3,453	1日につき
	要介護5	12,293	1,229	2,458	3,687	1日につき
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	61	6	12	18	1日につき
	夜勤職員配置加算	246	24	49	73	1日につき
	リハビリテーションマネージメント計画書情報加算(Ⅱ)	338	33	67	101	1月につき
	リハビリテーション指導管理	100	10	20	30	1日につき
	栄養マネージメント強化加算	112	11	22	33	1日につき
	再入所時栄養連携加算	2,054	205	410	616	1回を限度
	療養食加算	61	6	12	18	1食につき1日3回限度
	経口維持加算(Ⅰ)	4,108	410	821	1,232	1月につき
	経口維持加算(Ⅱ)	1,027	102	205	308	1月につき
	経口移行加算	287	28	57	86	1月につき
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	924	92	184	277	1月につき
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1,129	112	225	338	1月につき
	褥瘡対策指導管理	61	6	12	18	1日につき
	重度療養管理	1,200	120	240	360	1日につき
	排せつ支援加算(Ⅰ)	102	10	20	30	1月につき
	科学的推進体制加算(Ⅱ)	616	61	123	184	1月につき
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1,027	102	205	308	1月につき
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	102	10	20	30	1月につき
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	102	10	20	30	1月につき
	新興感染症等施設療養費	2,464	246	492	739	1月に1回連続5日限度
	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	2,454	245	490	736	1月1回連続7日限度
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	4,929	492	985	1,478	1月1回連続10日限度
	自立支援促進加算	3,081	308	616	924	1月につき
	安全対策体制加算	205	20	41	61	1回を限度
	緊急時治療管理	5,319	531	1,063	1,595	1月1回3日限度
	ターミナルケア加算(死亡日45日～31日前)	821	82	164	246	
	ターミナルケア加算(死亡日30日～4日前)	1,643	164	328	492	
	ターミナルケア加算(死亡日前日及び前々日)	8,729	872	1,745	2,618	
	ターミナルケア加算(死亡日)	17,459	1,745	3,491	5,237	
	初期加算(Ⅰ)	616	61	123	184	1日につき (入所後30日間)
	初期加算(Ⅱ)	308	30	61	92	1日につき(入所後30日間)
	初期入所診療管理	2,500	250	500	750	1回につき (入所中1～2回)
	外泊(1ヶ月6回まで)	3,717	371	743	1,115	1ヶ月6日まで
	入退所前後訪問指導(Ⅰ)	4,621	462	924	1,386	1回につき
	入退所前後訪問指導(Ⅱ)	4,929	492	985	1,478	1回につき
	試行的退所時指導加算	4,108	410	821	1,232	1月に1回3ヶ月を限度
	入退所前連携加算(Ⅰ)	6,162	616	1,232	1,848	1月1回を限度
	入退所前連携加算(Ⅱ)	4,108	410	821	1,232	1月1回を限度
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	5,135	513	1,027	1,540	1回
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	2,567	256	513	770	1回
	退所時栄養情報連携加算	718	71	143	215	1月に1回を限度
	在宅復帰支援機能加算	102	10	20	30	1日につき
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		合計単位数×0.054			1月につき

② 食費 1日あたり 2, 117円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります)

③ 居住費

多床室 1日あたり 430円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

*上記②「食費」及び③「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階②まで）の利用者の自己負担額については、次のとおりです。

負担額一覧表(1日あたり)	食費	居住費
第1段階	300円	0円
第2段階	390円	430円
第3段階①	650円	430円
第3段階②	1,360円	430円

(2) その他の料金

① 日常生活品費 1日あたり250円 同意する 同意しない

(入浴) 石鹸、シャンプー、リンス、

(食事) エプロン、除菌クロス、おしぼり、介助用食器具、水分補給用コップ、スプーン、箸

(衛生) 洗顔用ウェットティッシュ、日常用ウェットタオル、汗拭きシート、手洗い用洗剤、手指消毒剤

(娯楽) クラブ活動(習字・絵画・裁縫・編み物)やレクリエーションで使用する道具・材料(折り紙、画用紙、塗り絵、色鉛筆、クレヨン、色紙、ひも類、テープ類、筆記用具)

等の費用であり、利用者様の選択に基づいて徴収いたします。有償日常生活品の利用を希望されない場合は、利用者様側で準備、補充をお願いいたします。ご了承ください。

② 理美容代 実費

訪問理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

③ クリーニング代 実費

衣類等の洗濯をクリーニング業者に依頼される場合にお支払いいただきます。

※ クリーニング業者の集配は週2回です。それ以外に便汚染時等に必要に応じて施設にて以下を洗濯した場合は別途下記料金をお支払いいただきます。

・衣類、肌着等 400円 / 回

・クッション類 200円 / 回

(3) 支払い方法

- ・毎月末に締め、翌月 15 日に当該月分の請求書を発行しますので、翌月末までに
お支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替（銀行口座自動引き落とし）の方法が
あります。入所契約時にお選びください。

6. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

(1) 協力医療機関

名 称 医療法人財団青木会 大桑クリニック
住 所 三重県桑名市多度町柚井字境川 132 番地

名 称 医療法人財団青木会 青木記念病院
住 所 三重県桑名市中央町 5 丁目 7 番地

(2) 協力歯科医療機関

名 称 みやた歯科クリニック
住 所 三重県桑名市多度町多度 845 番地 2

(3) 緊急時の対応

入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、緊急時の連絡先に指定された方へ連絡します。指定以外への方への連絡は、指定された方が連絡をする事とし、事業所は複数への緊急時の連絡はしないものとします。

施設サービスの提供により事故が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、ご家族及び各市町村に速やかに報告します。

施設サービス提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(4) 医療機関への受診

- ・入所中の治療については、当施設の医師が診察いたしますので、医師の指示なく 病院等の医療機関での受診（投薬を含む）はできません。当施設の医師で対応できる日常的な医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれております。医療機関へ受診することは原則認められていません。
- ・疾病等の内容により専門的な治療を必要とする場合は、当施設の医師の指示に基づき、協力病院等に受診していただきます。
- ・当施設の医師の指示により受診された場合は、介護老人保健施設入所中において健康保険の適用となるもの以外は、施設が負担いたします。
- ・外泊、外出時などの際に施設以外の医療機関で診察を受ける、薬をもらう、検査を受ける、処置を受ける等は原則としてできませんのでご了承下さい。やむを得ず受診しなければならない場合は、受診前に施設へ必ずご連絡下さい。

7. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 施設利用中の食事は、リハビリテーションを兼ねて原則所定の食堂でおとりいただきます。特段の事情がない限り、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- (2) 常に身の回り、身体及び衣類の清潔に心がけて下さい。洗濯はご家族の方にご協力をお願いいたします。私物洗濯の業者のご紹介もしておりますのでご希望の方はご相談ください。洗濯物が溜まりすぎてしまう方、お持ち込みの衣類が少なく、追加をお持ちいただけない方については、寝衣のリースや私物洗濯の業者へのお申し込みをお願いすることもありますのでご了承ください。
衣類を持ち帰る袋は各自でご用意下さい。持ち物については、紛失を防ぐため、全ての物にお名前のご記入をお願いいたします。
- (3) 施設の設備及び備品は本来の用途に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (4) 館内は禁煙となっておりますので、ご協力下さい。
- (5) 爪切り、耳かき、カミソリ、はさみ、裁縫道具（針など）、ライター等の危険物の持ち込みはご遠慮ください。
- (6) 団体生活の秩序を守り、相互の「和」を大切にし、他の人に迷惑がかからないようお願い致します。
- (7) 相互に金銭及び物品の貸借はしないで下さい。
- (8) 現金、貴重品等は原則として所持していただかないようお願い致します。所持金品や貴重品等の紛失、盗難等について当施設では責任を負えませんのでご了承下さい。
- (9) 外出、外泊をするときは許可を得たうえで届け出用紙に外出先、日時、食事の有無などを記入し、必ず事前にお知らせ下さい。
- (10) 面会については以下をご参照ください。
 - ・日曜と祝日を除く月曜～土曜の 14:30～17:00 の 30 分間（最終受付 16:30）。
 - ・予約は要りません。
 - ・クリニック受付に入所者の方のお名前と面会に来た旨をお申し出ください。
 - ・木曜午後と土曜午後はクリニック休診のため正面玄関ではなく裏口にお越しください。
 - ・2階で面会して頂きますが一度に2階に上がって頂けるのは2名までです。
- (11) ペット及び観葉植物等の持ち込みはご遠慮ください。
- (12) 営利行為、宗教の勧誘、布教活動、特定の政治活動はご遠慮ください。

8. 非常災害対策

非常時の対応として、当施設の消防計画及び防災マニュアルにより対応します。

防災訓練は、当施設の消防計画により、避難・防災訓練を年2回実施します。

【防災設備】

避難階段、避難口、防火戸、スプリンクラー設備、屋内・屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常通報装置、誘導灯及び誘導標識等

9. 要望及び苦情等の相談

- (1) 当事業所の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等につきましては、相談窓口を設け、要望から苦情に至るまでの利用者の方の声をサービス向上に反映させる取り組みを行っています。お気づきの点がございましたらサービス担当者か下記窓口までお申し出下さい。但し、担当者の直接対応は、下記の曜日、時間帯とさせていただきますのでご了承下さい。

受付窓口	事業所内	相談窓口
	担当者	松永仁美・東田健視
	電話番号	0594-48-5323
	FAX 番号	0594-49-3232
	担当者の直接対応時間	月曜日から土曜日 8:30-17:30 (日・祝日除く)

- (2) また、下記の保険者または国民健康保険団体連合会に相談することができます。

三重県国民健康保険団体連合会

電話番号 059-222-4165
月曜日から金曜日（祝日を除く）9時～17時

桑名市役所保健福祉部介護高齢課

電話番号 0594-24-1170
月曜日から金曜日（祝日を除く）8時30～17時15分

木曾岬町役場福祉健康課福祉部門

電話番号 0567-68-610
月曜日から金曜日（祝日を除く）8時30～17時15分

いなべ市役所福祉部介護保険課

電話番号 0594-86-7820
月曜日から金曜日（祝日を除く）8時30～17時15分

東員町役場健康長寿高齢福祉係

電話番号 0594-86-2823
月曜日から金曜日（祝日を除く）8時15～17時00分

菰野町役場健康福祉課介護高齢福祉係

電話番号 059-391-1125
月曜日から金曜日（祝日を除く）8時30～17時15分

朝日町役場保険福祉課

電話番号 059-377-5659

月曜日から金曜日（祝日を除く）8時30～17時15分

川越町役場福祉課

電話番号 059-366-7116

月曜日から金曜日（祝日を除く）8時30～17時15分

海津市役所健康福祉部高齢介護課

電話番号 0584-53-1145

月曜日から金曜日（祝日を除く）8時30～17時15分

10. その他

当施設についての詳細は資料がございますので、ご請求ください。